

茨城県子ども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託契約書

茨城県子ども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託について、茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の実施）

- 第1条 甲は、茨城県子ども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、甲の指示に従い別紙の茨城県子ども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託仕様書に基づき事業を実施しなければならない。

（委託期間）

- 第2条 委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

（契約保証金）

- 第3条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を本契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号に該当する場合は納付を免除するものとする。

（委託料の限度額）

- 第4条 委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

- 第5条 委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後、乙の請求を受理してから30日以内に支払うものとする。
- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、前項の経費の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（実績報告等）

- 第6条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに委託事業の成果を記載した実績報告書（様式1）に委託業務の経過及び結果が明らかになる記録又は成果品（以下「実績報告書等」という。）を添えて、甲に提出しなければならない。この場合において、前条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、実績報告書等の提出を受けたときには、速やかにこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告内容が検査に合格しなかった場合には、期限を決めて、乙の負担において、補正等の措置を講じさせることができる。この場合に乙は、甲の定めによる期限内に補正後の報告書を提出しなければならない。

(過払金の返還)

第7条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(かし担保)

第8条 成果物引渡し後、当該成果物に隠れたかしが発見されたときは、甲は乙に補正を求めることができる。ただし、かしが甲の責めに帰する事由によって生じたと認められるときは、乙は担保の責めを負わない。

(委託料の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書等の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、委託事業を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の帰属)

第12条 この契約により生じる一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要事項について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲からの委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第17条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約違反による解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、の契約を解除し、又は変更することができるものとし、乙は、契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することはできない。

(協議)

第19条 この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 _____

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務終了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

7 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報のすく制若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された「茨城県こども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託選定先」等のデータ等は、委託事業終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(様式1)

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県子ども計画（仮称）策定のための基礎調査業務委託実績報告書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

業務区分	実施年月日	実施内容	備考

※業務委託の経過及び結果が明らかになる記録又は成果品を添えて提出すること。

※事業実施費用の内訳を添付すること。